

東かがわ市条例第 22 号

東かがわ市構造改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市構造改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東かがわ市構造改善センター等の設置及び管理に関する条例（平成15年東かがわ市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(指定管理者による管理) 第3条 落合構造改善センター、西村中構造改善センター及び大谷地区高齢者・若者センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 別表（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落合構造改善センター</td><td>略</td></tr> <tr> <td>西村中構造改善センター</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	落合構造改善センター	略	西村中構造改善センター	略	略		(指定管理者による管理) 第3条 <u>風呂構造改善センター</u>、<u>落合構造改善センター</u>、西村中構造改善センター及び大谷地区高齢者・若者センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 別表（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>風呂構造改善センター</u></td><td><u>東かがわ市水主674番地</u></td></tr> <tr> <td>落合構造改善センター</td><td>略</td></tr> <tr> <td>西村中構造改善センター</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>風呂構造改善センター</u>	<u>東かがわ市水主674番地</u>	落合構造改善センター	略	西村中構造改善センター	略	略	
名称	位置																		
落合構造改善センター	略																		
西村中構造改善センター	略																		
略																			
名称	位置																		
<u>風呂構造改善センター</u>	<u>東かがわ市水主674番地</u>																		
落合構造改善センター	略																		
西村中構造改善センター	略																		
略																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。